

公園での除草剤の使用について

公園の維持管理について、地域の皆様には大変お世話になっております。中でも除草は労力のかかる作業のため、公園近隣に住まれる方や公園を利用される方等の理解が得られる場合に限り、福山市では省力のために除草剤を配布しております。

- 除草剤は使用上の注意事項を守り、散布区域には一日“立ち入り禁止”としてください。

- 液が飛散し、付近の作物等に思わぬ被害を生ずることがあります。
散布前に町内へ周知を行い、周囲の状況を確認し、必ず風のない日を選んでください。

- より高い除草効果を得るために、つぎの要領で散布してください。
 - ・散布後、乾かないうちに（6時間程度）雨にあうと効果がおちるため、天候を確認して行ってください。
 - ・日中の散布はすぐに乾き、吸収が悪く十分な効果がありません。
夕方の散布が最も効果的です。
 - ・葉から吸収されて根まで枯らせます。確実な効果を上げるため、散布前には雑草の刈り払いは行わないでください。
 - ・散布後、根までからすためには2～3週間ほど必要です。葉が枯れて見苦しくても、抜いたり刈ったりしないでください。
 - ・液の濃度は、80～100倍が目安です。調整には絶対に濁水を用いないでください。

- 除草剤散布時は、周囲の状況に注意を払うとともに、作業従事者は、長袖長ズボン、手袋、ゴーグル等を着用し、安全対策を講じてください。

- 配布している除草剤は公園管理用です。別の場所や用途では使用しないでください。